

# ねこの適正飼養に関する ガイドライン

～人とねこが共生できる  
まちを目指して～



下関市

## まとめ

### 数字で見る、ねこに関する問題について

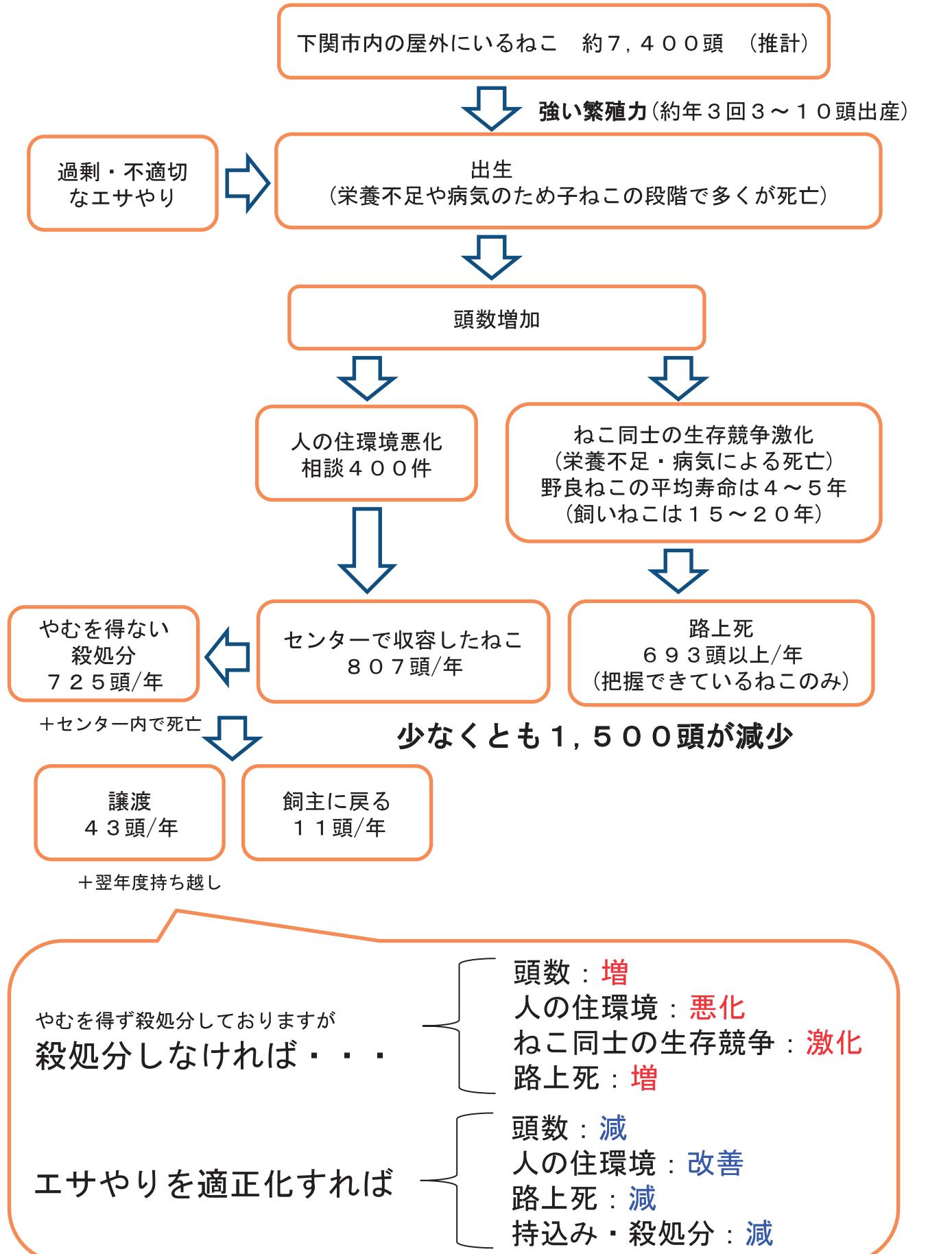
<b>下関市の飼いねこの数 推計約21,600頭</b>	一般社団法人ペットフード協会が毎年行っている、全国の犬ねこに関する統計調査をもとに下関市の頭数を算出した数です。 (世帯割による単純計算です。)
平成25年度に実施した下関市内における実態調査結果の数です。	<b>屋外にいるねこの数 推計約7,400頭</b>
<b>センターで収容したねこの数 807頭</b>	平成29年度に、下関市動物愛護管理センターで収容したねこの数です。
平成29年度に、下関市動物愛護管理センターで殺処分したねこの数です。	<b>殺処分となったねこの数 725頭</b>
<b>飼い主のもとに戻ったねこの数 11頭</b>	収容したねこのうち、無事飼い主のもとへ帰ることのできたねこは、平成29年度においてはわずか11頭でした。
平成29年度に公道上で死亡したねこの数です。	<b>道路上で死亡したねこの数 693頭以上</b>
<b>ねこに関する相談 約600件</b>	下関市動物愛護管理センターが対応している1年間のねこの相談件数です。

ねこの殺処分や、迷子、不慮の事故による死亡を減らすには、

- ① 飼い主さんにきちんと飼ってもらうこと
- ② 「飼い主のいないねこ」（野良ねこ）への対策  
が、必要なのです。



## 下関ねこ事情



## ねこを飼おうと考えている方へ (P9参照)

ねこを飼う前に、ねこが命を終えるまで大切に飼えるか考えましょう。



住居



費用



飼い主の健康



家族の同意



毎日の世話



知識



近隣への配慮



ねこの寿命

## ねこを飼っている方へ (P10-15参照)

ねこを適正に飼うために飼い主が行うべきことがあります。



室内飼育



不妊去勢手術



終生飼養



迷子札の装着



健康管理

※ねこにとって、外は交通事故や感染症など危険がたくさんあります。

## 飼い主のいないねこの世話をしている方へ (P15参照)

まずは、ねこを室内飼育するか、譲渡先を探すことを考えましょう。

近所に迷惑をかけないような世話ができないのであれば、ねこに関わらないという選択も大切です。

エサを与えるのであれば、次のことを守りましょう。

- 不妊去勢手術をし、これ以上増えないようにしましょう。(TNR活動の推進)
- エサやり場は近隣住民に迷惑のかからない場所に固定しましょう。
- エサは決めた時間に与え、残った餌は片付けましょう。
- ねこ用トイレを設置しましょう。
- 新しい飼い主を探しましょう。



# 目次

まとめ	1		
1 はじめに	4		
2 ねこをとりまく現状と課題	5		
3 ねこの分類	5		
4 ねこの体の仕組みと一生	6		
(1) ねこの体の仕組み	(2) ねこの一生		
5 ねこの習性	7		
(1) 運動	(2) 性質	(3) なわばり	(4) トイレ
(5) 食べ物	(6) 夜行性	(7) マーキング	(8) グルーミング
6 ねこの繁殖行動	8		
7 飼い主の責務と飼いねこの適正飼育	9		
(1) ねこを飼う前に考え方			
(2) 飼いねこを適正に飼うために行うべきこと			
(3) 緊急時・災害時対策			
8 飼い主のいないねこの世話をしている方へ	15		
9 ねこの侵入防止策	17		
10 困った場合の連絡先	18		
11 最後に (動物愛護管理センターで働く獣医師より)	19		
〈参考〉 ねこに関する法令について	20		

## 1 はじめに

ねこは、私たち人間にとって昔から身近な動物であり、ねこが家の外を自由に歩き回ってもあまり気になることはありませんでした。

しかし、時代が変わり、住環境も大きく変化した結果、外飼いのねこや飼い主のいないねこによって、糞尿被害、ノミの発生、発情期の鳴き声などさまざまな問題が多く発生しています。

また、不妊去勢手術をしていない飼い主のいないねこへの不適切なエサやりにより、繁殖が繰り返された結果、ねこの数も苦情の数も増加している地域が多くあります。

一方で、ねこを飼っている人にとって、ねこは家族の一員やパートナーであり、とても大切な存在です。

この冊子は、ねこの飼い主の責務や飼い主のいないねこにかかる際のルールを示すことによって、下関市が人とねこが共生できるまちとなることを目的として作成しました。

この冊子が、「ねこが好きな人」、「ねこが嫌いな人」、「ねこに困っている人」、そして「下関市で暮らすねこ」の幸せにつながることを願っています。



## 2 ねこをとりまく現状と課題

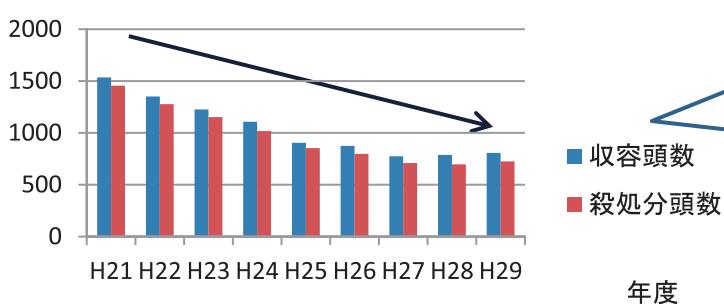
市内の屋外にいるねこの総数は約7,400頭（※1）と推計されています。

ねこには犬のように法律に基づく登録制度がないため、本市における正確なねこの飼育頭数は分かりませんが、ペット産業の情報などから推定すると、本市では約2万1千頭（※2）のねこが飼育されていると考えられます。

平成29年度に下関市動物愛護管理センターに収容されたねこは807頭で、その90%にあたる725頭のねこが殺処分されています。収容されたねこのうち、70%以上が子ねこです。また、収容されたねこのうち、90%が飼い主がいない若しくは分からぬねこです。

こうしたことから、本市のねこの殺処分減少のためには、飼い主に対する適正飼養の啓発はもちろんのこと、飼い主のいないねこへの対策が重要となっています。

### ねこの収容頭数・殺処分頭数



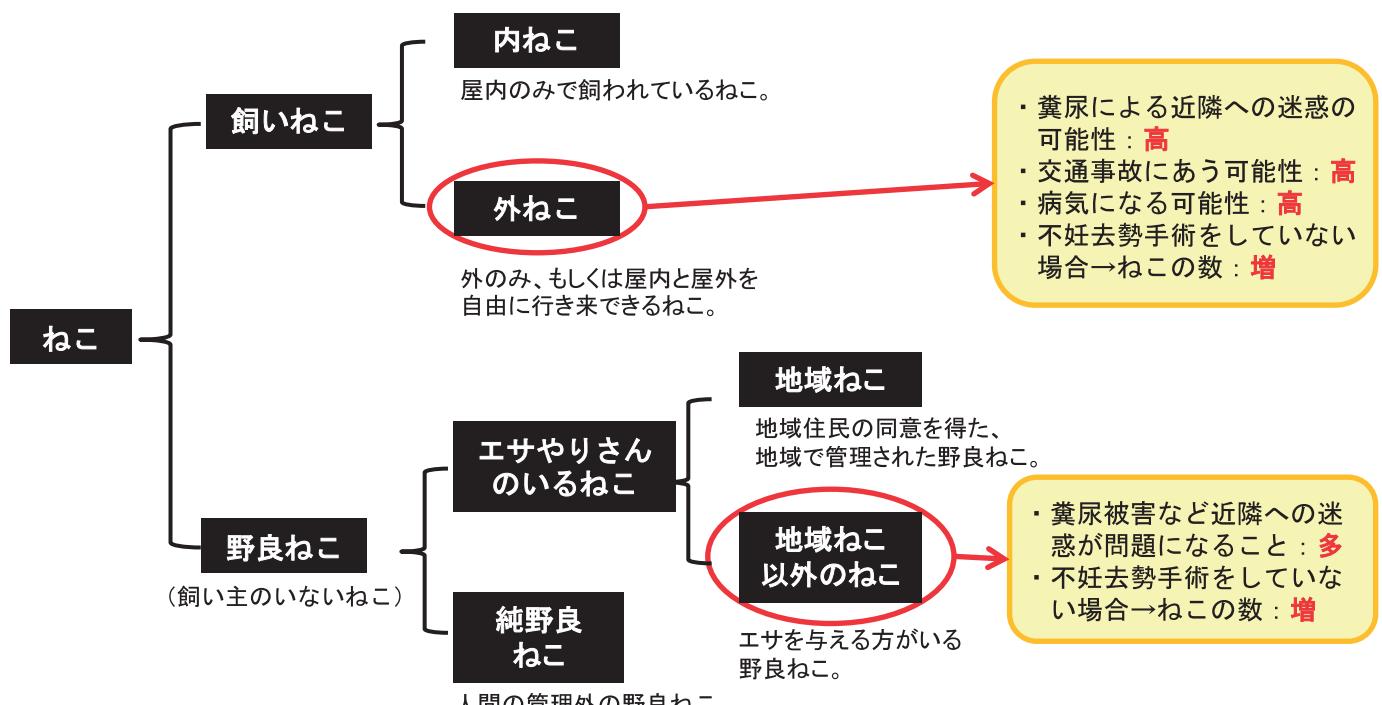
収容頭数・殺処分頭数ともに年々減ってきていますが、それでも多くのねこが殺処分されています。

※1 平成25年度に実施した市内における「屋外にいるねこ」の実態調査結果による

※2 一般社団法人日本ペットフード協会が実施した全国の犬猫の飼育頭数調査（平成29年度のねこの飼育頭数の推計約952万6千頭）から本市が世帯割により算出した数値。

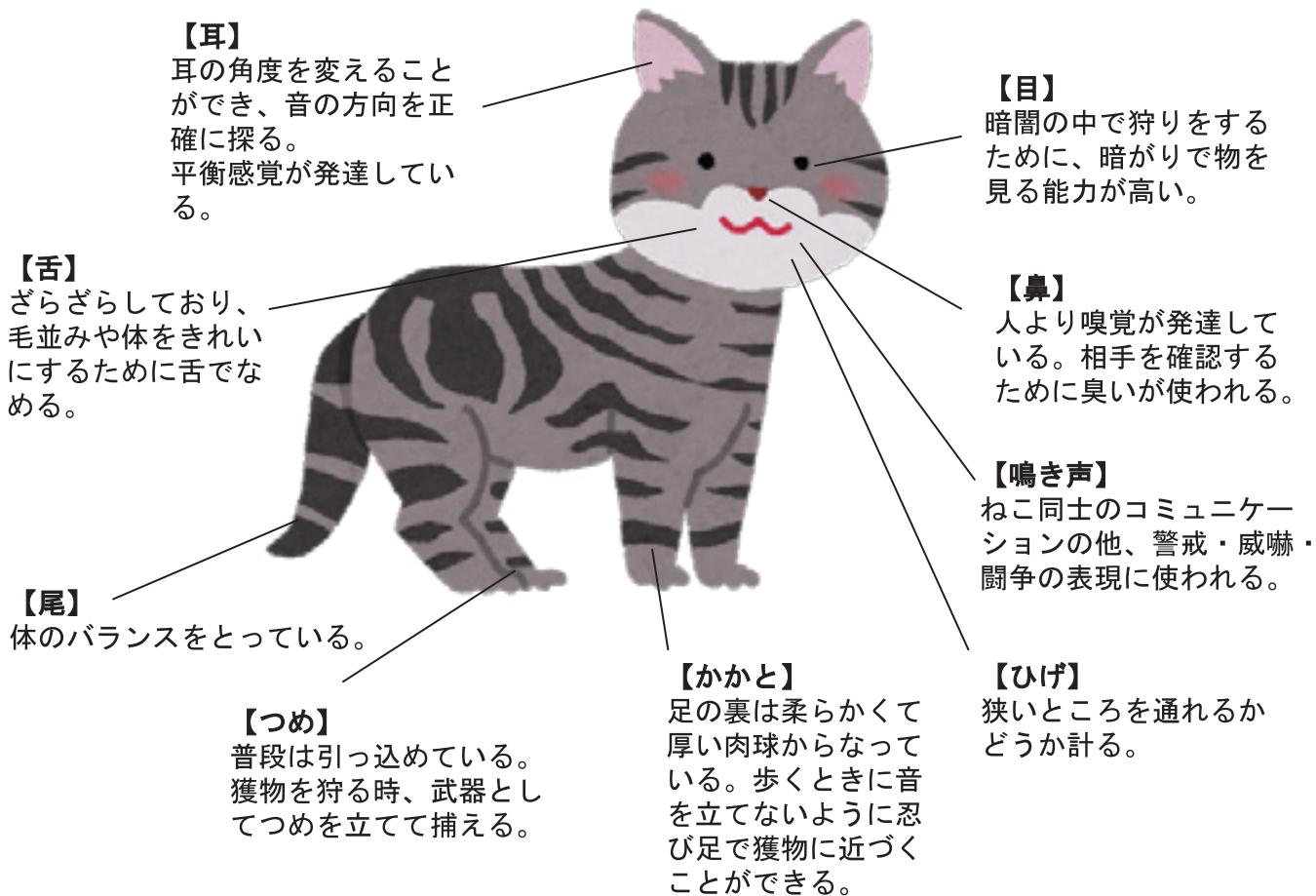
## 3 ねこの分類

このガイドラインでは、便宜上、ねこを人との関わりの程度から、以下のとおり分類します。



## 4 ねこの体の仕組みと一生

### (1) ねこの体の仕組み



### (2) ねこの一生

年齢	からだの変化
生後1~1.5週	目が開く
生後3~4週	乳歯がそろい始める
生後1~2か月	親や兄弟、また人や犬など異なる動物との接し方を学ぶ、非常に大切な社会化の時期。（人に慣れやすいねこになるかどうかは、この時期の経験が大きく影響する。）
生後6~8か月	メスは子どもが産めるようになる。 オスは繁殖行動ができる。
1歳	成ねことなる
7歳~	シニア期に入る

#### ☆ねこの寿命

飼い主のいないねこは、約4~5年と言われている。一方、完全屋内飼育のねこは、外に出るねこに比べて長生きし、20年以上生きることもある。

## 5 ねこの習性

(1) 運動	ねこは広さよりも、上下運動を好む動物です。 このため、高さを使った立体的な運動ができれば、室内で飼育してもまったく問題ありません。	
(2) 性質	とても繊細で、急激な環境の変化、突然の大きな音などを嫌います。 動く物にすばやく反応し、飛びかかる習性を持っています。	
(3) なわばり	屋外にいるねこはだいたい半径250~500m程度のなわばりを持っています。 (発情期や食料の豊かさでなわばりの広さは変化します。)	
(4) トイレ	乾いたやわらかい土や砂地を好み、ほぼ同じ場所でトイレをします。 この習性を利用して、トイレのしつけをすることができます。	
(5) 食べ物	肉食です。 総合栄養食として市販されているキャットフードのみを与えましょう。 (ねこは人間とは必要とする栄養素が違います。)	
(6) 夜行性	本来は夜行性のため、昼は寝て、夜中から明け方に活動します。 しかし、飼い猫は飼い主のリズムに合わせて行動が変化します。	
(7) マーキング	ねこが自分の存在を自分以外のねこに知らしめるため、自分の臭いなどを生活する様々な場所に残す行動を行います。これをマーキングといいます。マーキングには次の3つがあります。	
	擦り付け	顔や脇腹などを人に擦り付ける行動は、安心や親愛の情を示していると考えられています。また、顔等に臭いの出る腺（臭腺）があり、臭いをねこ同士で擦り付けるのは、大切なコミュニケーションの一つでもあります。
	つめとぎ	単に爪を研ぐだけでなく、爪で傷をつける視覚的マーキングと足の裏から分泌される臭いをつける臭覚的マーキングを同時にしています。
	尿スプレー	縄張りを主張したり、不安を感じた時に示すマーキングです。特にオスは、成熟すると尾を上げて柱などに尿を噴射しますが、マーキング行動を覚える前の若齢での去勢手術により、この尿マーキングが少なくなると言われています。
(8) グルーミング	体をなめたり、前肢で顔を洗うような動作は、獲物に臭いで感づかれないとみられる習性です。また、ねこ同士がなめあうのは、気の合った仲間であることを示しています。	

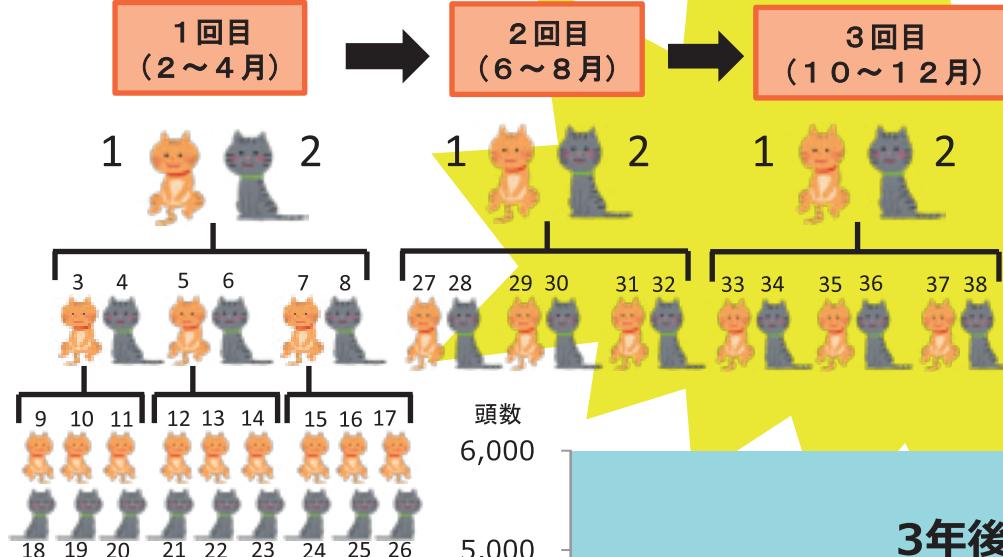
## 6 ねこの繁殖行動

メスは年2～4回の発情期があり、交尾した場合は100%妊娠します。妊娠期間は63日前後で、1回に約3～10頭の子ねこを産みます。

オスは決まった発情期はなく、メスの発情に誘発されて繁殖行動を行います。

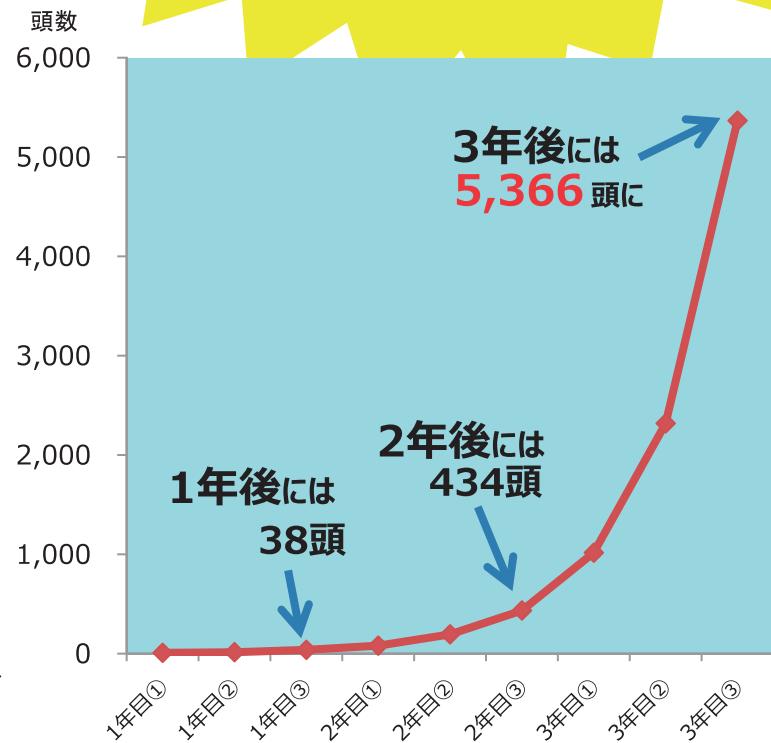
1頭のメスねこが1年に3回、1回に6頭の子ねこを出産すると…

1年目



生まれた子ねこも早ければ  
6か月経つと孫ねこを  
産める体になります。

ねこの繁殖数を  
表したグラフ



★栄養状態が良ければ良いほど出産回数が増えて、ねこの数も多くなり長生きします。  
野良ねこへのエサやりは、地域でルールを作ってあげることが大切です。

ねこはとても繁殖力の強い動物です。  
ねこが増えすぎて困る前に、不妊去勢手術を行いましょう。

→ 不妊去勢手術については、P 12  
をご覧ください。



## 7 飼い主の責務と飼いねこの適正飼育

### (1) ねこを飼う前に考えよう



今の住居はねこが飼える環境ですか？室内飼育ができますか？

転居の予定があれば、慎重に判断しましょう。



ねこの生態や病気について知っていますか？

あなたの生活環境に適しているか考えましょう。



家族の同意を得ていますか？

家族みんなが賛成していますか？

家族にねこアレルギーの人はいませんか？



あなたの健康と体力は世話をできる状態ですか？

全員で協力して世話ができますか？



毎日世話をきちんとできますか？

ねこを飼うには、毎日の給餌・給水、トイレ掃除、スキンシップが必要です。  
何があっても、毎日欠かさず世話に手間と時間をかけられますか？



近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？

鳴き声や糞の放置などで近隣に迷惑をかけないように室内飼育できますか？



ねこの一生にかかる費用を考えてみましたか？

ねこを飼い続けるためには、フードや日用品、治療費などでお金がかかります。  
あらかじめ必要な費用を考えておきましょう。



ねこの寿命とその間のあなたの生活について考えてみましたか？

ペットが寿命を迎えるまで飼い続けることができますか？

10年後のあなたと家族のことを考えてみましょう。

高齢になったペットの世話や介護を考えていますか？



〈参考〉ねこに1年間にかけた費用（一頭あたり）

病気やケガの治療費	43,057円
フード・おやつ	43,450円
シャンプー・カット・トリミング料	7,180円
ペット保険料	31,050円
ワクチン・健康診断などの予防費	13,270円
ペットホテル・ペットシッター	14,589円
日用品	11,825円
洋服	4,387円
首輪・リード	2,783円
防災用品	4,139円
サプリメント	12,407円
交通費	5,744円
光熱費（飼育に伴う追加分）	15,540円
合計（円）	209,421円
回答数	346件

家にねこを迎えるときは、事前にしっかり準備をしましょう。  
飼育にかけることができる時間・エネルギー・お金は有限です。  
適正に飼育できる頭数についてもきちんと考えましょう。



## (2) 飼いねこを適正に飼うために行うべきこと



ねこは室内で飼いましょう

屋外には危険がたくさんあります。

飼いねこを外に出すと、これらの危険にさらされます。

飼いねこを守るために、ねこは室内で飼いましょう。

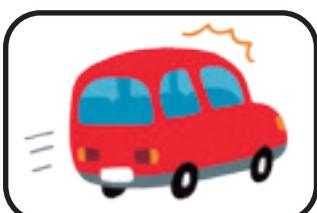


感染症

(ねこエイズ、ねこ白血病など)



予期せぬ繁殖



交通事故

1年間に下関市内の道路上で  
死亡したねこの頭数は**693頭**

**以上!** (平成29年度)



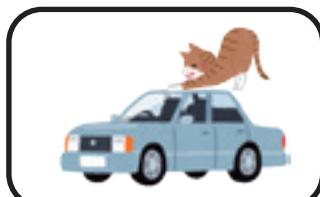
迷子



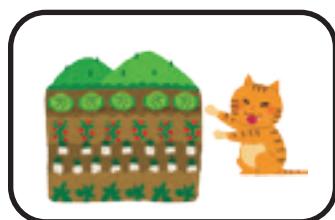
ケンカ

また、ねこを外に出すと…

近所からの苦情の原因に!



爪で車が傷つけられる



畠・花壇が荒らされる



ゴミを荒らす



糞・尿被害



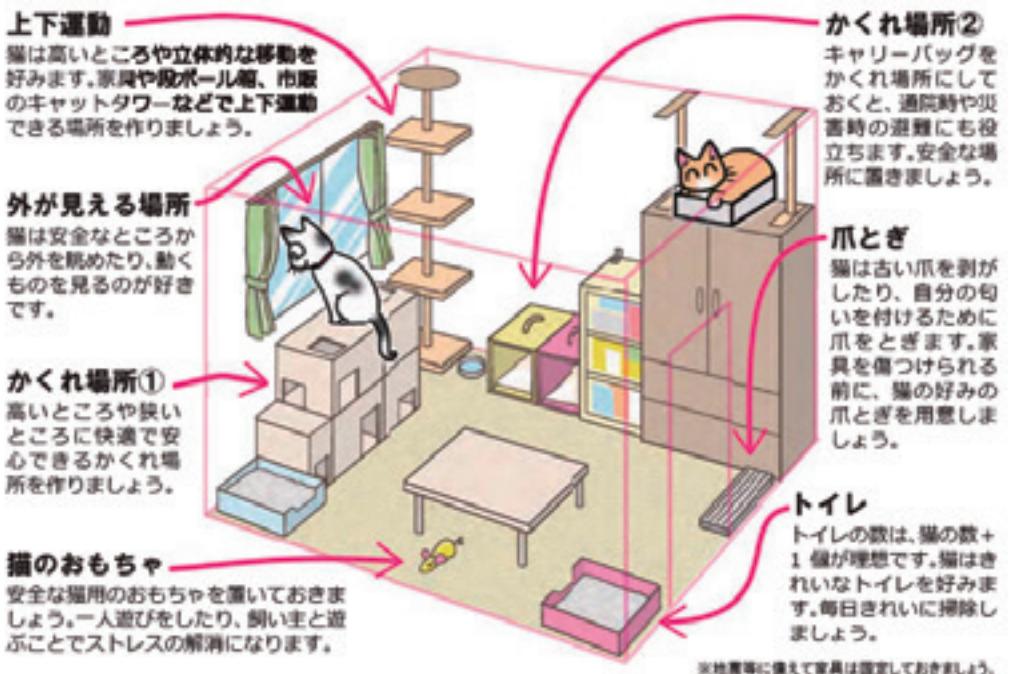
ノミの被害



鳴き声

以上のことから…ねこは外に出さず、室内で飼いましょう。

## 室内飼育のポイント



### ○飼い始めた時から室内飼育すること

一度外に出してしまったねこを室内飼育することは大変です。飼い始めた時から外には出さないようにしましょう。

外で飼っていたねこを室内飼育するには、外に出さないことを徹底する必要があります。引っ越しなどの生活環境の変化を利用すると、比較的容易に外で飼っていたねこを室内飼育することができます。

### ○上下運動できる環境

ねこは高いところや立体的な運動を好みます。上下運動できる場所を作りましょう。

### ○外が見える場所の確保

ねこは安全なところから外を眺めたり、動くものを見るのが好きです。外に出たがっているわけではありません。

### ○休憩場所の確保

ねこが安心できるかくれ場所を作りましょう。キャリーバッグをかくれ場所にしておくと、通院時や災害時の避難に役立ちます。

### ○ねこのおもちゃの用意

安全なねこ用のおもちゃを置いておきましょう。

ねこが自分で遊んだり、飼い主と遊ぶことでストレスの解消になります。

### ○食事場、水のみ場の設置

トイレとは少し離して、安心して落ち着ける場所に作ってあげましょう。いつでも新鮮な水が飲めるよう、猫が飲みやすい場所に水のみ場も用意しましょう。

### ○爪とぎの用意

ねこは古い爪を剥がしたり、自分の匂いを付けるために爪をとぎます。家具を傷つけられる前に、ねこの好みの爪とぎを用意しましょう。

### ○トイレの設置

ねこの数+1個が理想です。  
以下の点に注意して設置しましょう。  
①静かで落ち着いた場所に設置する。  
②ねこはきれい好きなので、毎日きれいに掃除する。  
③ねこごとにねこ砂の好みがあるので、ねこが好む砂を選ぶ。



ねこを外に出してあげないとかわいそうと思うのは、間違いです。ねこは室内だけで心身ともに健康に過ごすことができます。



## 不妊去勢手術をしましょう

ねこは繁殖力が強く、1回に約3～10頭（平均5頭）の子ねこを、年に最大で4回産みます。

下関市では、平成29年度807頭のねこが収容され、その9割にあたる725頭が殺処分されました。そして収容されたねこの多くが、不妊去勢手術をしていないために生まれた子ねこです。生まれたすべてのねこのもらい手を探しても簡単には見つかりません。生まれてくるすべての命に責任が持てないのであれば、必ず不妊去勢手術を行いましょう。

### 不妊去勢手術のメリット

不妊去勢手術をすると、望まない繁殖以外に次のメリットがあります。

※下記の効果には個体差があります。

発情前や尿スプレー行動、性行動を覚える前の若いころの手術が効果的です。



メス	オス
<ul style="list-style-type: none"><li>・子宮や卵巣の病気を予防できる</li><li>・乳腺の病気が軽減する</li><li>・発情期の独特的な鳴き声を抑制できる</li><li>・オスを求めて家を飛び出すことが少なくなる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・尿スプレーが軽減される</li><li>・発情期の独特的な鳴き声が軽減される</li><li>・精巣の病気を予防できる</li><li>・メスを求めて家を飛び出すことが少なくなる</li><li>・攻撃性が低下する</li></ul>

※不妊去勢手術をすると太りやすくなるため、手術後は体重管理に気をつけましょう。



## 迷子札をつけましょう

室内で飼育することが基本ですが、外に出てしまった場合は、ねこも迷子になります。

万が一ねこが迷子になってしまった場合に備えて、迷子札やマイクロチップを装着しましょう。災害時にも役立ちます。

迷子札には、飼い主の名前、住所、電話番号などを記載し、ねこを保護した方がすぐに連絡できるようにしましょう。首輪にも連絡先を記載しておくとさらに安心です。

### マイクロチップとは？

マイクロチップは、直径2mm、長さ12mm程度の円筒形で、外側に生体適合ガラスを使用した電子標識器具です。マイクロチップには世界で唯一の15桁の数字が記録されています。

この番号を専用のリーダー（読み取り器）で読み取ります。

一度体内に埋込むと、首輪や名札のように外れて落ちたりする心配がない身元証明になります。

獣医師により専用の注射器を使って埋め込みます。痛みは普通の注射と同じくらいだと言われています。

費用は、データ登録料が1,000円、施術費用は数千円程度です。

〈マイクロチップについてお問い合わせ先〉

公益社団法人日本獣医師会（A I P O事務局）TEL:03-3475-1695



※ マイクロチップは外観から装着の有無が判別できないため、マイクロチップ使用時も、迷子札を併用しましょう。





## 終生飼育しましょう

飼い主は、動物が命あるものであることを強く認識し、責任をもって終生飼育に努めましょう。

☆引越しのときは…

ペットが飼える住宅を探しましょう。

☆飼えなくなったときは…

譲渡先を探しましょう。



## ねこを絶対に捨てないでください

**ねこを絶対に捨てないでください。**動物の遺棄は犯罪です。動物の愛護及び管理に関する法律により、動物の遺棄は100万円以下の罰金に処すと規定されています。



## 虐待は絶対にしてはいけません

動物の愛護及び管理に関する法律により、動物を傷つける行為は以下の刑事罰が規定されています。

- 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者  
→ 2年以下の懲役または200万円以下の罰金
- 愛護動物を虐待した者  
→ 100万円以下の罰金



## 健康管理を行いましょう

ねこの日々の健康を適正に保つため、次のことを行いましょう。



### ☆かかりつけの動物病院をもつ

定期的に健康診断に連れて行きましょう。

病気予防のための「ワクチン接種」、「ノミ・ダニ予防」をしましょう。

### ☆毎日ねこの様子を観察する

ねこの異変に早く気づくために、「元気の有無」、「食事量」、「水分の摂取量」、「糞や尿の状態」、「脱毛の量」などを観察しましょう。

## ねこがかかりやすい病気

### ねこを外に出すと感染のリスクが高くなります！

#### ねこエイズ（FIV）

感染したねこは何年もかかって体の抵抗力を失い、色々な病気にかかりやすくなる。ひとたび感染すると、効果的な治療法がないため、対症療法しかできない。一番の感染経路は外でのねこ同士のケンカによりできた傷である。

#### ねこ白血病（FeLV）

名前のとおり白血病を起こしたり、リンパ肉腫という悪性腫瘍の原因になる。

この病気は唾液からも感染するため、ケンカに加え食器の共有や舐めあいも主な感染経路となる。



## 近隣に迷惑をかけないようにしましょう

周りにはねこが嫌いな人やアレルギー等で近寄れない人がいるということを認識して、糞尿や毛などで近隣に迷惑をかけないように室内飼いをしましょう。

飼育場所及びその周囲を常に清潔にし、悪臭又は衛生害虫の発生を防止しましょう。

きちんとねこを飼育し、近隣の方々にねこの飼育について理解を得られるよう努めましょう。



## 人獣共通感染症について知っておきましょう

人獣共通感染症とは、人と動物の間で感染する病気のことです。ねこから人に感染する病気（ねこひっかき病、トキソプラズマ症など）もあります。飼い主が病気にならないために、次のことに注意しましょう。



- ・ねこに口移しや人と同じ食器で食べ物を与えない
- ・ねこと口づけなどの過剰な接触をしない
- ・ねこのトイレ掃除後やねこを触った後には手を洗う

### ねこから人に感染する病気

#### ねこひっかき病

ねこから受けた創傷や咬傷が原因で発症する。症状は、受けた傷の部位に発疹ができる、1~2週間後に痛みを伴うリンパ節炎が現れる。また発熱・頭痛などを示す。

この病気にねこが感染していても、ほとんど症状は示さない。

#### トキソプラズマ症

寄生虫卵に汚染されたねこの糞そのものやその糞が付着した食品等を口に入れるによりうつる。また、妊娠中に母親が感染すると、生まれた乳児が感染していることがある。

症状は、体中の痛みや発熱など軽いインフルエンザのような症状が現れる。重症の場合は、感染が脳に広がり、目が見えなくなったりする。乳児が生まれた時に感染していた場合、重度の脳障害が生じることがある。



### (3) 緊急時・災害時対策

災害は突然起こります。飼っている動物に対する備えは基本的に飼い主の責任になります。災害時に備えて、ねこと一緒に避難できるよう日頃から準備をしておきましょう。

- 室内での寝床や隠れ場所をケージやキャリーバッグにし、日頃から慣らしておく。

→ 急にケージなどに入れようとすると嫌がることがあります。

- 迷子対策を厳重にしておく。

→ 飼い主がわかるように迷子札とマイクロチップの二重の対策をしておきましょう。



- 動物と離れ離れになったときのために、ねこが飼い主と一緒に写った写真を用意しておく。

→ 携帯電話に保存しておくのも良い方法です。

- フード、水を少なくとも5日分は用意しておく。

→ 食事療法食・薬もすぐに持ち出せるようにしておきましょう。



- 不妊去勢をする。

→ 不妊去勢をしておくと、多くのペットと一緒に避難所などでも繁殖のための争いやストレスを軽減することができます。また、飼い主とはぐれている間に繁殖して放浪する動物が増えれば大きな問題になります。マーキングなど問題行動防止のためにも不妊去勢手術をしておきましょう。



## 8 飼い主のいないねこの世話をしている方へ

### 飼い主のいないねこの不妊去勢手術をしましょう！

下関市内の屋外にいるねこは推定7,400頭であり、このねこたちが1年に3回平均6頭の子ねこを出産すると、翌年には計算上140,600頭となります。

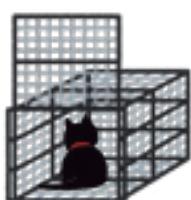
飼いねこはもちろんのこと、飼い主のいないねこの繁殖を抑えなければ屋外のねこはますます増え、糞尿被害も増加し、地域の生活環境は悪化してしまいます。また、産み落とされた子ねこがセンターへ持ち込まれ、その多くがやむを得ず殺処分されてしまいます。

野良ねこの増加を抑制し地域の生活環境改善を目指すためには、飼い主のいないねこの不妊去勢手術（TNR活動）がひとつの解決策であると考え、不妊去勢手術のための捕獲檻の貸し出しをしております。

#### T N Rとは？

T rap

捕獲して



N euter

不妊去勢手術をしてV字カット



R eturn

元の場所に戻す



飼い主のいないねこを捕獲（Trap）し、動物病院で不妊去勢手術（Neuter）と手術済みの目印である耳カットを施した後、元の場所に戻し（Return）、一代限りの命を見守る活動のことです。

**不妊去勢手術をするとねこによる被害が防止・抑制され、  
地域の生活環境が改善されます！**

## TNRのメリット

-  野良ねこの増加の抑制 → 殺処分数減
-  糞尿被害の抑制 → 地域の生活環境の改善
-  スプレー行動の抑制 → 悪臭減
-  発情期の鳴き声の軽減



**TNRの後は次のことを守りましょう！**

### 糞尿の管理をしましょう。

自宅敷地内や地域住民の理解が得られる場所にコンテナやプランターを利用した砂場を作るなどして、そこで糞尿をするようにしつけましょう。また、近隣で糞尿した場合には、進んで掃除を行いましょう。



### エサの管理をしましょう。

エサを置いたままにすると、カラスやハトがやってきたり、ハエやゴキブリの発生や悪臭の原因になります。エサやり場は近隣住民に迷惑のかからない場所に固定し、時間を決めて与えましょう。残ったエサは片付けましょう。



### 新しい飼い主を探しましょう。

飼い主のいないねこは、病気や交通事故の危険などに常にさらされながら、過酷な環境で生活しています。ねこのことを考えるのであれば、新しい飼い主を探して、飼い主のいないねこがいなくなるようにしましょう。



**地域の方への配慮を忘れていませんか？**

エサを与える行為は法律上禁止されていませんが、「エサやりがもたらす結果について何もないのは無責任です。」また、TNRを行うだけでは生活環境の被害を受けている方との近隣トラブルは避けられません。

ねこはエサを食べれば必ず糞尿をします。近所の家の敷地内で糞尿をしているかもしれません。近所の方の花壇や畑を荒らしているかもしれません。近所の方の車に上がって爪で車を傷つけているかもしれません。

糞尿とエサの管理をしていただくことはもちろんですが、まずは、その地域にお住まいの方々とコミュニケーションをとってみてください。そして、その方々の被害状況やご意見も聞いてみてください。地域住民の認知と合意がなければ、TNRをしても地域猫活動にはなりません。

被害を受けている方への配慮を忘れると、ねこがトラブルの原因となり、ねこが悪者になるという残念な結果になってしまいます。

## 9 ねこの侵入防止策

ねこが庭や花壇・畑にやって来て、糞や尿をするのは、その場所がねこにとって快適な場所だからです。

ねこが来ないようにするためには、その環境を変える必要があります。

下記の方法は、ねこにとって嫌な環境に変える効果があると言われているものです。

一度お試しください。

※ これらの方法は、確実にねこの侵入を防止することを保証するものではありません。



### ニオイによる方法

- 出入り口やねこが休息する場所に忌避効果のあるものをまく。  
(効果は一時的なものなので、繰り返し行うことが必要)

市販の忌避剤、食用酢、木酢液、竹酢液、生にんにく、とうがらし、コショウ・カレー粉等の香辛料、コーヒーかす、どくだみの葉、柑橘類の皮、柑橘類の香りのする薬品

- ハーブ類を庭に植える。  
例) ランタナ、ゼラニウム、タマネギ、ローズマリーなど



### 物理的な方法

- ねこは足場が悪いところを嫌がるので、ねこが通るところの足場を悪くするものを敷く。

アルミホイル、目の細かい網、角がある大きめの砂利、園芸用の石灰、とげとげシート

- ねこが入れないように網やネットなどで進入路を防ぐ。
- ねこは水を嫌うので、通り道、糞をする場所に水をまく。
- ごみの処理を確実にして、荒らされないようにする。
- 空き缶等で大きな音を出して驚かせる。



### その他

- ねこが通ると赤外線センサーによって自動感知し、ねこの嫌う超音波を発する市販の器械を常置する。



## 10 困った場合の連絡先



### 飼いねこが迷子になったとき

下関市動物愛護管理センター（083-263-1125）及び最寄の警察署



### 譲渡会でねこを譲り受けたい

下関市動物愛護管理センター（083-263-1125）



### ねこが病気になったとき

お近くの動物病院にご相談ください。



### 亡くなった飼いねこをペット火葬したいとき

下関市動物愛護管理センター（083-263-1125）



### 野良ねこが道路で死んでいたとき

市道・・・下関市役所建設部道路河川管理課（083-231-4325）

菊川総合支所建設農林課（083-287-4012）

豊田総合支所建設農林課（083-766-2946）

豊浦総合支所建設農林水産課（083-772-4025）

豊北総合支所建設農林水産課（083-782-1933）

県道・・・下関土木建築事務所（山口県）（083-223-7101）

国道・・・下関国道維持出張所（国土交通省）（083-282-1016）

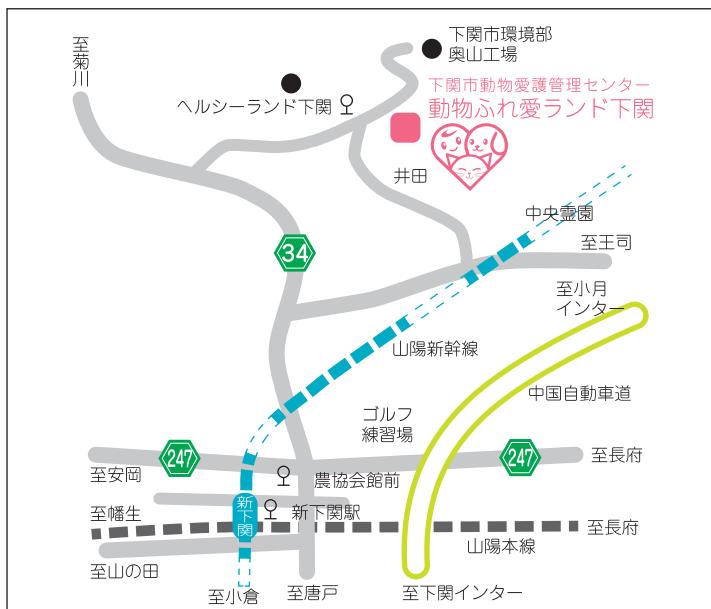


### 亡くなったねこの死体を収集して欲しいとき

下関市役所環境部クリーン推進課（083-251-1194）

※ 家の敷地や空き地などでねこが死んでいる場合は、その土地や建物を所有又は管理されている方が、その死体の処理について対応しなければなりません。  
処理方法を確認したい時は、ご相談ください。

ご案内



## 11 最後に

### (1) 無責任なエサやりの結果・・・ねこに係る争訟事例

#### ◆損害賠償請求事件（平27. 9. 17 福岡地方裁判所 判決）

野良猫にエサを与え続けていた女性に対し、ふん尿で自宅の庭が汚されたなどとして、福岡県内の住民がその女性に対し約160万円の損害賠償を求める訴訟を起こしました。判決では、エサを与えていた女性に対し、原告住民に対する慰謝料を含む約55万円の支払いが命じされました。裁判官は、野良猫を愛護する思いを配慮しつつも、「エサやりの中止や屋内飼育を行うべきだった」とし、「近隣住民への配慮を怠り、生活環境を害した」と結論付けています。

#### ◆猫へのエサやり禁止等請求事件（平22. 5. 13 東京地方裁判所立川支部 判決）

タウンハウスの入居者が複数の猫に継続的にエサやりを行い、ふん尿等による被害を生じさせたことは、他の入居者の共同の利益に反し、タウンハウスの規約にも違反するとして、エサを与えていた者に対し、タウンハウスの敷地内での猫へのエサやり行為の中止とともに、慰謝料を含む損害金の支払いを命じました。

#### ◆損害賠償等請求事件（平15. 6. 11 神戸地方裁判所 判決）

野良猫へのエサやりによって多数の猫が集まり、ふん尿の悪臭による被害などを与えた事案で、「野良猫のふん尿により猫嫌いの人が大きな不快感を味わっていることを認識できる場合には、野良猫へのエサやりを中止すべきであり、エサやりを続ける行為は、野良猫による被害が受容限度を超えるものである以上は違法であるというべきである。」として、エサやりを行なっていた住民に、猫のふん尿被害に対する慰謝料40万円を含む計150万円の支払いを命じました。

### (2) 動物愛護管理センターで働く獣医師より

平成29年度に下関市動物愛護管理センターに収容されたねこは807頭です。

そのうち90%にあたる、725頭のねこがやむを得ず殺処分となっています。

センターでは、収容したねこの新しい飼い主となってくれる方に譲渡する事業を行っていますが、それでも多くのねこを殺処分せざるを得ないのが現状です。あまりにも収容されるねこの数が多いためです。

センターにねこが持ち込まれる理由は様々ですが、その多くは、近隣に無責任にエサを与える方がいることにより、野良ねこが増えた結果、糞尿等の被害を受けたためです。

このような、「近所の方が野良ねこにエサを与えて、ねこが増えて困っている。」といった相談は、センターに数多く寄せられます。

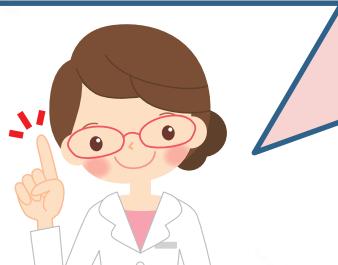
そのようなエサを与える方に対し、「近所の方が困っているので、室内飼育や不妊去勢手術等を行なうか、もうエサを与えないようにしてほしい。」とお話しすると、ご理解を得られる場合もある一方、「近所に迷惑がかかっても自分には関係ない。」「連れて行って殺処分してもらってかまわない。」と言われることも少なくありません。

このような方は、本当にねこのことを考えているのではなく、ただエサを与えることさえできればよいのです。このような方のエサやりにより増えたねこは、最終的にはセンターに持ち込まれたり、交通事故にあうなど、かわいそうな最期を迎える可能性が高くなります。不幸なねこを増やすためにエサを与えているとしか思えません。

職員の中には、動物が大好きで、動物の命を救うために獣医師になった者もいます。しかし、今は「行政獣医師」として、犬やねこの命を奪うことも仕事の一つとなっています。無責任にエサを与える方のせいで、多くのねこの命を奪わなければならないのです。

「殺すために獣医になったのではない。でも誰かがやらなくてはならない。」これが、本音です。

殺処分の現場で働く職員は、ねこに関わる方が、近隣住民とねこのことについてよく考えてほしいと日々強く思っています。



## 〈参考〉ねこに関する法令について

### ● 動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

#### (目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵(かん)養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

#### (動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関するべき基準を定めることができる。

#### (周辺の生活環境の保全等に係る措置)

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

4 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前三項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

#### (犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

#### (罰則)

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもの

適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

- 3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
  - 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
  - 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属するもの

## ● 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(抜粋)

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつてると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待のおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第三項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

## ● 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(抜粋)

### 第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という）するよう努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めること。

### 第3 共通基準

#### 1 健康及び安全の保持

- 所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。
- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌(えさ)及び水を給与すること。
  - (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
  - (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管

のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

## 2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺の生活環境の保全に努めること。

## 3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

## 4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

## 6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

## 7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。
- (3) 逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

## 第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないように努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病的感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めて、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供すること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

## 第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又は猫については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。



人とねこが共生できるまちを目指して

平成28年9月初版発行  
平成30年9月第2版発行

---

下関市動物愛護管理センター

〒751-0881 下関市大字井田

TEL : 083-263-1125 / FAX : 083-256-6950

E-mail : hkdoubut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

下関市ホームページ <http://www.city.shimonoseki.yamaguchi.jp>

制作協力：下関市動物愛護推進協議会・下関市動物愛護推進員